

大型ごみ等収集運搬業務

競 争 入 札 説 明 書

京 都 市

大型ごみ等収集運搬業務の競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 業務名

ア 大型ごみ等収集運搬業務①

イ 大型ごみ等収集運搬業務②

(2) 履行内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

仕様書のとおり

(4) 履行場所

仕様書のとおり

2 入札参加資格に関する事項

以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす者であること。

(1) 以下に掲げる入札参加資格のすべてを満たす者

ア 競争入札参加申請書を提出しようとする日(以下「申請日」という。)の前日において京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登録されている者

イ 申請日から入札参加資格の確認の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

ウ 次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 廃棄物(汚泥、し尿等液状のものを除く。以下同じ。)の収集及び運搬について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法律」という。)第7条第1項の許可を京都市長から受けている者

(イ) 廃棄物の収集及び運搬について、法律第14条第1項の許可を京都市長又は京都府知事から受けている者

(ウ) 法律第6条の2第2項又は第3項により市町村(地方自治法第284条第1項に規定する組合を含む。)から一般廃棄物(汚泥、し尿等液状のものを除く。)の収集又は運搬を委託されている者

エ 平成30年4月1日から令和3年3月31日までに連続して1年間以上、本市における大型ごみ等収集運搬業務と同様の業務を市町村(地方自治法第284条第1項に規定する組合を含む。)から受注し、履行した実績があること。

オ 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するものであって、本市の区域内に本店又は主たる事務所を有する者であること。

カ 本市が指定する日までに、受託業務に必要な廃棄物の収集及び運搬の用に供する車両を保有し、又は調達できること。

キ 本市が指定する日までに、受託業務に必要な廃棄物の収集及び運搬に従事する従

業員を雇用し、又は雇用できること。

ク 自ら受託業務を実施する者であること。

ケ 法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

コ 市税及び法人税の滞納がないこと。

サ 環境マネジメントシステム規格（ISO,KES 等）の認証を取得していること。

シ 受託業務に関し、確実な履行が期待できないおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。

(2) 共同企業体協定を構成員間で締結することによって設立された共同企業体（以下「共同企業体」という。）の資格で競争入札に参加する者については、その構成員の全てが上記（1）の要件を満たす場合、入札参加資格を認めるものとする。ただし、以下のとおり要件を定める。

ア 共同企業体の構成員の数は、3社までとし、自主結成によることとする。

イ 代表者は、出資比率が最大の者とする。

ウ 共同企業体の使用印鑑は、代表者である構成員が本市へ使用印鑑として届けているものを使用すること。

エ 共同企業体の事務所の所在地は、代表者である構成員の所在地とすること。

オ 共同企業体の成立日は、共同企業体競争入札参加申請書の提出日とすること。

なお、この場合、本件入札に関して一般競争入札有資格者名簿に登録している者に適用する関係法令等を準用する。

3 入札に参加しようとする者が準備すべき書類

2の（1）アからシに示した資格を満たすことを証明するものとして、以下に掲げる書類を準備すること。

なお、共同企業体の資格で参加する場合は、その構成員全てについて、以下に掲げる書類を準備すること。

(1) 営業概況書（別紙様式1）

(2) 本市からの一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可証の写し、又は京都府からの産業廃棄物の収集運搬業の許可証の写し、又は市町村（地方自治法第284条第1項に規定する組合を含む。）の行う一般廃棄物の収集運搬業務の委託契約書の写し（汚泥、し尿等液状のものを除く。）

(3) 平成30年4月1日から令和3年3月31日までに連続して1年間以上、本市における大型ごみ等収集運搬業務と同様の業務を市町村（地方自治法第284条第1項に規定する組合を含む。）から受注し、履行した経験を証明する書類（契約期間が明記された契約書の写し等）

なお、同様の業務かどうかについて質問がある場合は、質疑書により問い合わせをすること。

(4) 事業所及び車庫所在地等報告書（別紙様式2）及び不動産登記謄本（借地にあっては賃貸借契約書の写し等）

(5) 定款及び商業登記事項証明書

＊共同企業体の場合は、共同企業体設立協定書の写しを提出すること。

- (6) 過去3箇年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
- (7) 保有する車両について指定の事項を記載した車両台帳（別紙様式3）、車検証の写し及び右斜め前方及び左斜め後方から車両を撮影した写真（別紙様式4）
- (8) 役員及び従業員の名簿（別紙様式5、6）
- (9) 役員全員の住民票等（本籍地の記載のあるものに限る。ただし、外国籍の方については、在留カード等の番号が省略されていないものに限る。）
- (10) 法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないことを認めた誓約書（別紙様式7）
- (11) 市税及び法人税の納税証明書（直近1年）
- (12) 受託業務を確実にかつ誠実に自ら実施する旨の誓約書（別紙様式8）
- (13) 受託業務に必要な人員・機材を調達する旨の誓約書（別紙様式9）
- (14) 交通事故及び労働災害発生状況報告書（別紙様式10）
- (15) 環境マネジメントシステム規格（ISO、KES等）の登録証の写し

4 入札説明書等に対する質問期限及び回答期日

入札説明書等に対して質問しようとする者は、質疑書（別紙様式11）によって以下に定めるところにより、説明を求めることができる。

- (1) 質疑書の提出期限 令和3年12月3日（金）午後5時
- (2) 質疑書の提出先 京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課までFAXで送付のうえ、当課職員がFAXを受領したことを電話にて確認すること（FAX番号：213-4961）
- (3) 質疑書の回答期日 令和3年12月6日（月）
- (4) 質疑書の回答方法 京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報のページにおいて、入札前日まで閲覧に供する。

5 競争入札参加資格確認申請について

入札に参加しようとする者は、競争入札参加申請書（別紙様式12）に上記3で示した書類等を添付し、競争入札参加資格の確認申請を行うこと。

＊共同企業体の場合は、共同企業体競争入札参加申請書（別紙様式13）も提出すること。

なお、競争入札参加申請書の提出は持参又は郵送（特定記録）によるものとし、電送その他によるものは認めない。

- (1) 受付期間 令和3年12月6日（月）から令和3年12月10日（金）まで（休日を除く。郵送の場合は必着）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 提出先 京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- (3) 郵送先 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 市役所本庁舎地下1階
京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課入札担当宛

6 競争入札参加資格確認申請者へのヒアリング

競争入札参加資格確認申請者には、以下のとおりヒアリングを実施する。

- (1) 日 時 令和3年12月21日（火）又は12月22日（水）
(時間については別途指定する。)
- (2) 場 所 別途指定する場所

7 競争入札参加資格の審査及び審査結果の通知

競争入札参加資格の審査結果は、下記の期日に競争入札参加資格確認通知書により、競争入札参加資格申請者全員に通知する。この場合、競争入札参加資格を有しないとした者にはその理由を付す。

- (1) 通知期日 令和4年1月4日（火）
- (2) 通知方法 競争入札参加資格確認申請者全員に特定記録で郵送

なお、期日までに結果が郵送されなかった者は、1月4日（火）午後5時までに、京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課に連絡をすること。

8 競争入札参加非資格者からの再審査請求に関する審査

- (1) 競争入札参加資格の審査により競争入札参加資格を有しないとされた者は、次により書面（任意様式）を提出し、再審査を求めることができる。

なお、提出は持参によるものとし、郵送や電送その他によるものは認めない。

ア 提出期限 令和4年1月6日（木）午後5時
(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先 京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

- (2) 再審査請求があった場合は、請求内容についての審査を行い、1月11日（火）までに、再審査請求に関する審査結果通知書により、請求者全員に通知する。また、審査の結果請求内容に正当な理由があるとされた者は、本件入札に関する入札参加資格を有するものとする。

9 競争入札参加資格の確認の取消し

入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。

- (1) 競争入札参加資格を通知した日から開札日までに、2の入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 競争入札参加資格を通知した日から開札日までに、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。
- (3) 共同企業体の資格で競争入札に参加する者については、競争入札参加資格を通知した日から開札日までに、その構成員のいずれかが京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。
- (4) (1) から (3) に掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

- (5) その他市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

10 最低制限価格の設定

競争入札の実施に当たっては、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けるものとする。

11 入札書の提出

- (1) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、本業務に係る競争入札について他の競争入札参加有資格者の代理人となることができない。
- (2) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、入札書を提出するときは、競争入札関係職員に競争入札参加資格確認通知書及び本人であることを確認できるもの（免許証等写真が添付されたもの）並びに代理人をして提出させる場合においては、入札執行権限に関する委任状（本市様式）を掲示すること。
- (3) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別添の様式による入札書を提出しなければならない。

ア 業務名

イ 入札金額及び1日1台当たりの単価（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。）

ウ 競争入札参加有資格者の名称又は商号及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、競争入札参加有資格者の名称又は商号、代理人の氏名及び押印

- (4) 入札書の提出場所等は以下のとおりとする。

なお、提出は持参によるものとし、郵送、電送その他によるものは認めない。

ア 提出期間 令和4年1月11日（火）から1月14日（金）まで
（休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出先 京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

- (5) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (6) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、入札書を作成し、当該入札書を封筒に封じ、入札書に用いた印章をもってこれに封印すること。また、その封皮に競争入札の件名、競争入札参加有資格者の名称又は商号を記載すること。
- (7) 競争入札参加有資格者又はその代理人の入札金額は、当該委託業務の提供に要する一切の諸経費（仕様書において本市が負担することとしたものを除く。）を含め入札金額を見積もること。
- (8) 入札書及び委任状は、黒色のペン又はボールペン（鉛筆は不可）を使用すること。
- (9) 競争入札参加有資格者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照ら

し、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。

- (10) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。(ただし、入札金額の訂正は認めない。)
- (11) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (12) 一者が両契約に入札することを認めるが、両契約を落札することは認めない。両契約に入札する場合、入札書に希望順位（１，２）を記入すること。

12 開札

- (1) 開札日時等については以下のとおりとする。
 - ア 日 時 令和４年１月１７日（月）午前１１時
 - イ 場 所 競争入札参加有資格者に別途通知する。
- (2) 会場には、競争入札参加有資格者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむ得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (3) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、会場に入室することができない。
- (4) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、会場に入室しようとするときは、競争入札関係職員に競争入札参加資格確認通知書及び本人であることを確認できるもの（免許証等写真が添付されたもの）並びに代理人をして入札させる場合においては、入札執行権限に関する委任状を提出すること。
- (5) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、会場を退出することができない。
- (6) 会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (7) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、入札書及び入札書に使用する印章を持参し、再度入札等に備えること。
- (8) 入札執行主務者は、競争入札参加有資格者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。
- (9) 開札後、仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。
- (10) 開札は、競争入札参加有資格者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争入札参加有資格者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (11) 開札した場合においては、競争入札参加有資格者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、当初の入札において、入札に参加しなかった者、無

効の入札を行った者又は最低制限価格を下回る金額で入札した者は、再度の入札に参加することができない。

- (12) 開札は、同時開札とし、一者が両方とも落札した場合、希望順位が低い方の入札については自動的に次点の入札者が落札することとする。

13 競争入札の参加制限

- (1) 競争入札に参加しようとする者（個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。））が、当該競争入札に参加しようとする他の代表者等と同一人であるときは、そのうち一者のみが当該競争入札に参加できるものとする。
- (2) 次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者のみが当該競争入札に参加できるものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) 前各号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 共同企業体とその構成員の関係にある場合

- (3) 共同企業体での資格で競争入札に参加する者の構成員は、本件入札に参加する他の共同企業体の構成員となることができない。
- (4) 競争入札において、(1)から(3)に該当することが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、京都市契約事務規則第6条の2第13号に基づきそれぞれ無効とする。
- (5) 競争入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、当該競争入札において(1)から(3)に該当することが判明したときは、契約を締結しないものとする。

14 無効の入札書

入札書で次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が2通以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者の記名押印のないとき。
- (4) 金額の記載に訂正があるとき。
- (5) 主要事項の記載が明確でないとき、又は記載の漏れがあるとき。
- (6) 入札者が協定して入札したときその他入札に際し不正の行為があったとき。
- (7) その他入札に関する条件に違反したとき。

15 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係ない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 一者が両契約に入札し、一者が両契約を落札した場合は、落札できる契約は入札書の希望順位をもって決定する。希望順位が低い方の入札については自動的に次点の会社が落札する。

16 競争入札の開札の後に確認する要件

落札者は、仕様書に明記する受託業務に必要な機材や業務従事者等について、要件を満たしていることを示し、本市の確認を得るものとする。

(1) 業務従事者調達に係る確認

確認期日 令和4年3月1日（火）

確認方法 業務従事者の雇用を示す書類の提出

(2) 車両保有に係る確認

確認期日 令和4年3月1日（火）

確認方法 本市が指定する仕様のごみ収集車両の車検証の写しの提出、並びに車両の実物検査

17 禁止事項

次に掲げる事項を行うことを禁止する。ただし、本件競争入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が、本件競争入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき又は特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件

又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承認を得た場合を除く。

- (1) 契約者が、非落札者から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達すること。
- (2) 非落札者が、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を供給すること。

18 契約

- (1) 契約は、稼働車両1台1日当たりの単価契約とする。なお、契約金額は、入札金額に記載された1台1日当たりの単価に、100分の110を乗じた金額とする。
- (2) 契約を締結する日については、令和4年4月1日とする。

19 留保条件

- (1) 契約の締結については、当該業務に係る予算の成立を条件とする。
- (2) 前項の条件が成就しなかったときは、本市に対し損害賠償等の要求は行えないものとする。

20 契約書の作成

- (1) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

21 支払いの条件

委託料の支払いは、1日1台当たりの単価契約とする。原則、毎月末を締切日とし、収集車稼働台数を集計し、受託者の請求により支払う。ただし、締切日については、受託者からの申出に基づき、月に2回又は3回とすることができる。

22 契約書の提出

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日（競争入札の開札の後に確認する要件がある場合にあっては、当該要件の確認を受けた日）から本市が指定する日までに、契約書に記名押印しなければならない。
- (2) 落札者が、前項の規定する期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を締結しないものとみなす。

23 その他の必要な事項

競争入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

営 業 概 況 書

申 請 者	ふりがな			
	商号又は名称			
	所在地			
	電話番号		F A X	
	ふりがな			
担 当 者	代表者の職・氏名			
	ふりがな		電話番号・F A X	
	担当者の職・氏名			
資本金又は出資金（千円）		総売上高		
千円		直前 1 年決算額	千円	
		直前 2 年決算額	千円	
営業の沿革・履歴		営業内容		
年	月	日	組織・その他	
			創 業	
営業年数	本店		年	箇月
	支店等		年	箇月
京都市競争入札参加資格の登録内容				
コード	種 目		内 容	
業務受託に必要な委託受託実績・許可種目				
種 目		委託にあってはその期間, 許可にあっては許可年月日		許可番号

従業員数			
事務・営業職員	運転手・作業員	その他	合 計
同資本系列又は同族関係の会社名			
営業上での所属する主な団体（協会，業界等）			
環境マネジメントシステム規格の認証取得状況			
種 類	取得年月日	認証番号	
環境への配慮等の取組実績			
社会貢献，地域貢献の取組実績			

業務経歴（官公庁・民間における主な業務経験）

直前1年決算期

[illegible]

直前2年決算期

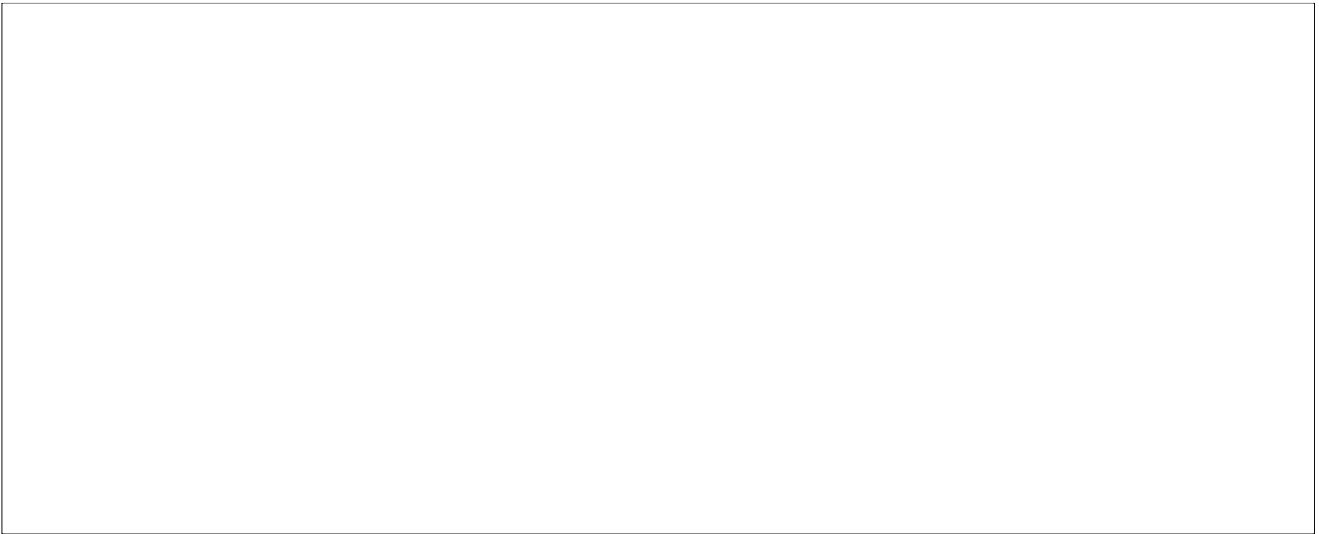
[illegible]

所在地	
開所日時	☐ 日 ☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 （ : ） ～ （ : ）
企業名の表示	☐ あり（設置場所 ） ☐ なし
電話設備	☐ あり（ ☐ 普通電話 ☐ 転送電話 ☐ その他（ ）） ☐ なし
責任者の氏名	
区分	☐ 自己所有地 ☐ 借地 ☐ 貸ガレージ（ ）
保管可能台数	
敷地面積	m ²

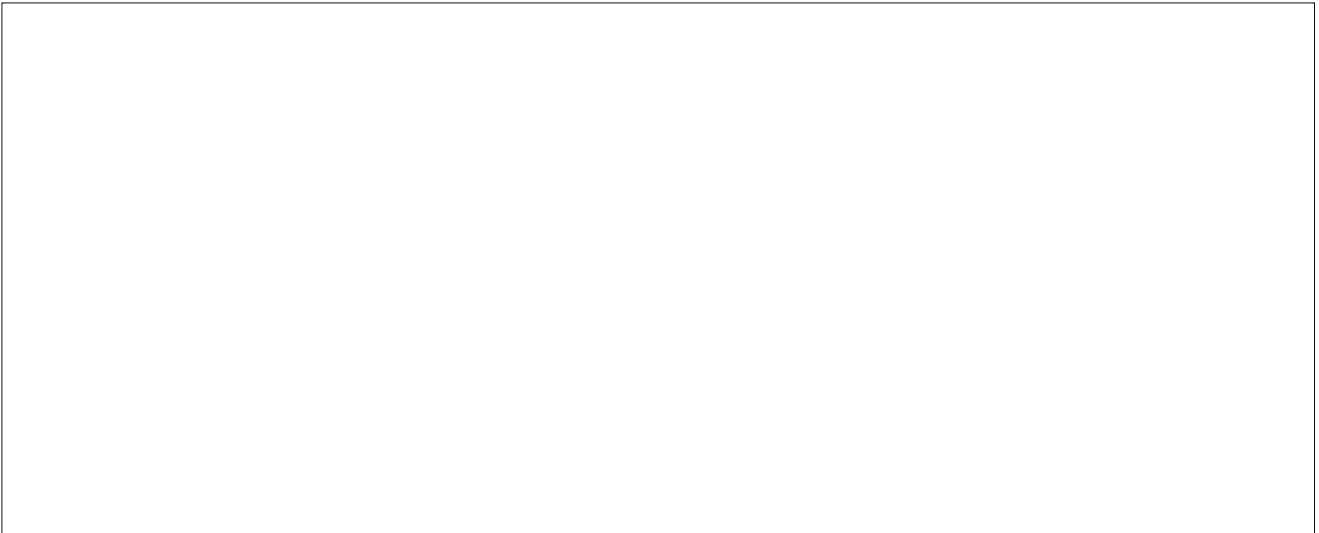
所在地	
開所日時	☐ 日 ☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 (:) ~ (:)
企業名の表示	☐ あり（設置場所 ） ☐ なし
電話設備	☐ あり（ ☐ 普通電話 ☐ 転送電話 ☐ その他（ ）） ☐ なし
責任者の氏名	
区分	☐ 自己所有地 ☐ 借地 ☐ 貸ガレージ（ ）
保管可能台数	
敷地面積	m ²

所在地	
開所日時	☐ 日 ☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 （ : ）～ （ : ）
企業名の表示	☐ あり（設置場所 ） ☐ なし
電話設備	☐ あり（ ☐ 普通電話 ☐ 転送電話 ☐ その他（ ）） ☐ なし
責任者の氏名	
区分	☐ 自己所有地 ☐ 借地 ☐ 貸ガレージ（ ）
保管可能台数	
敷地面積	m ²

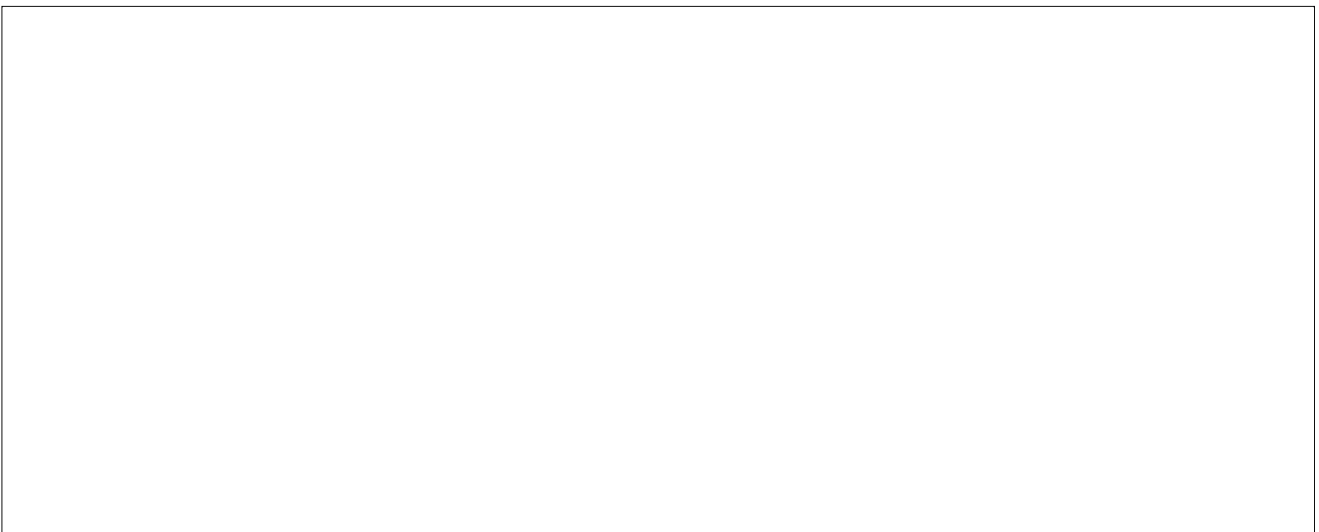
事業所及び車庫の付近見取図



事業所の外観の写真（看板等会社名の確認できるもの）



事業所内部の写真



保 有 車 両 (ごみ収集車)

車 種 記 号 (本市記号)	登録番号	年式	メーカーの 名 称		最大 積載量 (t)	車両購入 年 月 日	京都市仕様への適合 (○又は×を記載)		
			車体	架装			バック モニター	デジタル タコグラフ	ドライブ レコーダー

会社名

車両写真（各車種につき 1 枚で結構です。）

車種

（車 両 右 斜 前 方 部 の 写 真 を 貼 付）

（車 両 左 斜 後 方 部 の 写 真 を 貼 付）

会社名

役 員 名 簿

役 職 名	氏 名	住 所	備 考

会社名

従業員名簿（ごみ収集業務従事者を除く。）

[illegible]

注 年齢・勤続年数は令和4年4月1日現在で記入すること。

会社名

ごみ収集業務従業者名簿

[illegible]

注1 年齢・勤続年数・業務経験年数は令和4年4月1日現在で記入すること。

注2 業務経験年数は、ごみ収集業務を行った年数を記入すること。

会社名

欠格事項に該当しないものである旨の誓約書

令和 年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

申請者、申請者の役員、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に定める使用人及び法定代理人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号で定める欠格事項（下記参照）のいずれにも該当しないことを誓約します。

欠格事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項(これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

- ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七条の二第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ヘ ホに規定する期間内に第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。)がイからトまでのいずれかに該当するもの
- リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

京都市大型ごみ等収集運搬業務の競争入札に参加するにあたり、受託業務を確実かつ誠実に自ら実施することを誓約します。

なお、受託業務の実施にあたり、誓約に反した場合は、貴市のいかなる処置についてもこれに従うとともに、貴市に対して、損害賠償請求その他一切の異議申立てを行いません。

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

住所又は所在地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

京都市大型ごみ等収集運搬業務の競争入札に参加するにあたり、受託業務に必要な業務従事者及び機材を調達することを誓約します。

なお、指定された期日までに調達できることを証することができない場合は、貴市のいかなる処置についてもこれに従うとともに、貴市に対して、損害賠償請求その他一切の異議申立てを行いません。

交通事故及び労働災害発生状況報告書

1. 過去 5 年間の発生件数

(1) 交通事故

ア. 加害事故件数 (3. 事故内容に詳細を明記すること)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
件数	件	件	件	件	件

イ. 被害事故件数 (3. 事故内容に詳細を明記すること)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
件数	件	件	件	件	件

(2) 労働災害 (3. 事故内容に詳細を明記すること)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
件数	件	件	件	件	件

2. 安全対策の実施状況 (研修, 作業マニュアルの整備等)

--

3. 事故内容

(1) 交通事故 (加害事故)

[illegible]

(2) 交通事故 (被害事故)

[illegible]

(3) 労働災害

[illegible]

質 疑 書	
令和 年 月 日	
(あて先) 京 都 市 長	
住所又は所在地 商号又は名称 代 表 者 氏 名	印
このことについて、下記のとおり質問します。	
(業務名称)	
質問事項	

競 争 入 札 参 加 申 請 書

(あて先) 京 都 市 長

住所又は所在地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

令和 年 月 日付けで公告がありました下記の業務に係る競争入札に参加します。
なお、添付した書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務名称

2 添付書類

(1) 営業概況書

(2) 京都市長からの一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可証の写し、又は京都府知事からの産業廃棄物の収集運搬業の許可証の写し、又は市町村の行う一般廃棄物の収集運搬業務の委託契約書の写し

(3) 平成30年4月1日から令和3年3月31日までに連続して1年以上、本市における大型ごみ等収集運搬業務と同様の業務を市町村（地方自治法第284条第1項に規定する組合を含む。）から受注し、かつ履行した経験を証明する書類（契約期間が明記された契約書の写し等）

(4) 事業所及び駐車場の所在地等報告書及び不動産登記簿本（借地にあつては賃貸借契約書の写し等）

(5) 定款及び商業登記事項証明書（共同企業体の場合は、共同企業体設立協定書の写しも提出）

(6) 過去3箇年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

(7) 保有する車両について指定の事項を記載した車両台帳、車検証の写し及び右斜め前方及び左斜め後方から車両を撮影した写真

(8) 役員及び従業員の名簿

(9) 役員全員の住民票等（本籍地の記載のあるものに限る。ただし、外国籍の方については、在留カード等の番号が省略されていないものに限る。）

(10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないことを認めた誓約書

(11) 市税及び法人税の納税証明書（直近1年）

(12) 受託業務を確実に自ら実施する旨の誓約書

(13) 受託業務に必要な人員・機材を調達する旨の誓約書

(14) 交通事故及び労働災害発生状況報告書

(15) 環境マネジメントシステム規格（ISO、KES等）の登録証の写し

共同企業体競争入札参加申請書

(あて先) 京 都 市 長

共同企業体の名称	共同企業体
----------	-------

住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名	(代表者) 印
住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名	 印
住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名	 印
住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名	 印
住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名	 印

令和 年 月 日付けで公告がありました下記の業務に係る競争入札に参加するため、上記共同企業体を結成したので、別紙書類を添えて参加します。
なお、添付した書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

業務名称 _____

希望順位

入 札 書

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
入札者の住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	入札者の商号及び氏名 (法人にあっては名称及び代表者名) 印 TEL

下記のとおり入札に参加します。

業務名 大型ごみ等収集運搬業務①

$$\left(\begin{array}{c} 2 \text{ t 車 } 1 \text{ 日 } 1 \text{ 台 当 た り の 単 価 } \\ \text{円} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{予 定 数 量} \\ 3, 0 9 6 \text{ 台 } (*1) \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{軽自動車 } 1 \text{ 日 } 1 \text{ 台 当 た り の 単 価 } \\ \text{円} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{予 定 数 量} \\ 2, 3 2 2 \text{ 台 } (*2) \end{array} \right) = \text{入札金額} \text{円}$$

(*1) 内訳は、以下のとおり。ただし、②日数については、契約期間(3年)の日数になる。

	①台数	②日数	のべ台数(①×②)
月～金曜日	4台	774日	3,096台

(*2) 内訳は、以下のとおり。ただし、②日数については、契約期間(3年)の日数になる。

	①台数	②日数	のべ台数(①×②)
月～金曜日	3台	774日	2,322台

(裏面あり)

(入札書の記載及び契約金額について)

競争入札参加者は、消費税及び地方消費税課税事業者、免税業者に関係なく、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記入すること。

契約金額は、1日1台当たりの単価契約とし、入札書に記入された1日1台当たりの単価に消費税及び地方消費税相当額を加算したものとする。

(その他注意事項)

- ・金額の記入には、アラビア数字（0，1，2，3…）の字体を使用すること。
- ・申込みにおいて使用する通貨単位は、日本国通貨（「円」）に限る。
- ・提出済みの「入札書」は、いかなる理由があっても、書換え、引き換えすることはできない。
- ・この入札書に不備がある場合は、いかなる場合でも、申込みが無効となることに異議をとなえないこととする。（押印忘れ、押印不鮮明、誤字脱字、二重書き等がないよう、十分に注意し、申し込むこととする。）
- ・後日、入札参加者、入札額、落札者、落札金額等、その結果を、京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課のホームページで発表することに異議をとなえないこととする。
- ・市長は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の金額を提示した者を落札者とする。
- ・落札者となるべき同価の入札をした者が複数存在する場合には、くじにより、落札者を決定する。

希望順位

入 札 書

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
入札者の住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	入札者の商号及び氏名 (法人にあっては名称及び代表者名) 印 TEL

下記のとおり入札に参加します。

業務名 大型ごみ等収集運搬業務②

$$\left(\begin{array}{c} 2 \text{ t 車 } 1 \text{ 日 } 1 \text{ 台 当 た り の 単 価 } \\ \text{円} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{予定数量} \\ 3, 0 9 6 \text{ 台 } (* 1) \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{軽自動車 } 1 \text{ 日 } 1 \text{ 台 当 た り の 単 価 } \\ \text{円} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{予定数量} \\ 2, 3 2 2 \text{ 台 } (* 2) \end{array} \right) = \text{入札金額} \text{円}$$

(* 1) 内訳は、以下のとおり。ただし、②日数については、契約期間（3年）の日数になる。

	①台数	②日数	のべ台数 (①×②)
月～金曜日	4 台	7 7 4 日	3, 0 9 6 台

(* 2) 内訳は、以下のとおり。ただし、②日数については、契約期間（3年）の日数になる。

	①台数	②日数	のべ台数 (①×②)
月～金曜日	3 台	7 7 4 日	2, 3 2 2 台

(裏面あり)

(入札書の記載及び契約金額について)

競争入札参加者は、消費税及び地方消費税課税事業者、免税業者に関係なく、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記入すること。

契約金額は、1日1台当たりの単価契約とし、入札書に記入された1日1台当たりの単価に消費税及び地方消費税相当額を加算したものとする。

(その他注意事項)

- ・金額の記入には、アラビア数字（0，1，2，3…）の字体を使用すること。
- ・申込みにおいて使用する通貨単位は、日本国通貨（「円」）に限る。
- ・提出済みの「入札書」は、いかなる理由があっても、書換え、引き換えすることはできない。
- ・この入札書に不備がある場合は、いかなる場合でも、申込みが無効となることに異議をとなえないこととする。（押印忘れ、押印不鮮明、誤字脱字、二重書き等がないよう、十分に注意し、申し込むこととする。）
- ・後日、入札参加者、入札額、落札者、落札金額等、その結果を、京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課のホームページで発表することに異議をとなえないこととする。
- ・市長は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の金額を提示した者を落札者とする。
- ・落札者となるべき同価の入札をした者が複数存在する場合には、くじにより、落札者を決定する。

委任状

京 都 市 長 様

私議、この度次の者を代理人と定め、下記の権限を代理人に委任します。

代 理 人

氏 名		
住 所		
受 任 者 (代理人) 使用印章		

記

- 1 件 名 _____
- 2 委任事項 _____ 上記業務の入札に関する一切の権限

年 月 日

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

印